



## ラオスにおけるカジノ事業に課せられる税金について

2025年6月3日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

### 1. 背景

ラオスには、主に北部、南部、中部の3県に合法的に運営が許可されているカジノがあります。カジノ事業の開発については、ラオス政府は慎重な姿勢を見せており、カジノ事業で使用するスロットマシーン等すべてのギャンブル関連機器に対する物品税及びカジノ事業サービスに対する物品税率は50%と非常に高い税率を設定しています。他方、経済特区の中にあるカジノは、外貨の使用が例外的に許可されており、政府にとっては、カジノ事業から、外貨で税収入を得られるメリットもあります。



今回、政府は、カジノ事業からの収入を厳格に管理し、確実に徴収するために、2025年4月10日付で「カジノ事業における定額税及び手数料の管理に関する国家主席令（No135）（以下、国家主席令）」を発行しました。

### 2. 定額税について

#### (1) 定額税とは

カジノゲームを行う台（以下、「テーブル」）の台数と種類によって規定された税金（一定額）を指します（国家主席令第2条）。

#### (2) テーブルの種類とレベル

テーブルは、一般用とVIP用に区別され、その台数により、以下の通り、レベル1から4に分けられます（国家主席令第3条）。

レベル1：一般テーブル40台以下、VIPテーブルなし

レベル2：一般テーブル41台以上60台以下、VIPテーブル20台未満

レベル3：一般テーブル61台以上80台以下、VIPテーブル20台以上39台

レベル4：一般テーブル81台以上、100台以下、VIPテーブル30台以上50台以下

なお、レベルは変わらず、テーブルの台数に増減がある場合は、財務省からの許可取得及び財務省のカジノ事業者リストに登録する必要があります。

テーブルの台数の増減により、レベルが変わる場合は、政府から許可を得て、財務省のカジノ事

業者リストに登録する必要があります（国家主席令第3条）。

### （3）レベル別定額税

レベルに応じて下記の固定額を米ドルで支払う必要があります（国家主席令第4条）。

<レベル別税金表>

| レベル | 税額/年     |
|-----|----------|
| 1   | 300万 USD |
| 2   | 400万 USD |
| 3   | 600万 USD |
| 4   | 800万 USD |

レベル4を超える事業規模の場合、一般テーブル1台につき年間75,000USD、VIPテーブル1台につき年間100,000USDを納税する必要があります（国家主席令第4条）。

なお、スロットマシーン等の機器については、1台につき年間3,000USDを納税する必要があります（国家主席令第4条）。

### 3. 入場料について

ラオスに居住するラオス国籍、外国人永住者<sup>1</sup>及び国籍不明者<sup>2</sup>がカジノを利用する場合、入場料は、一人1回につき200USDと定められています（国家主席令第5条）。

なお、旅行者等の短期で一時的にラオスに滞在する外国人の入場料に関しては、国家主席令には定めがありません。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

---

<sup>1</sup> ラオス国籍以外の国籍を保有し、ラオス国内に居を構えて長期的に滞在している外国人

<sup>2</sup> ラオス領土内に暮らしている国籍を持たない外国人

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal) (藪本 雄登)

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal) (内野 里美)



**藪本 雄登** One Asia Lawyers メコン地域統括　　One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



**内野 里美** 弁護士法人 One Asia ラオス事務所　　2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。